

第百二十三回国 参議院内閣委員会會議録第一号

平成四年二月二十七日(木曜日)
午後一時一分開会

委員氏名

委員長 梶原 清君
理事 板垣 正君
理事 田村 秀昭君
理事 高橋 清孝君
理事 吉川 春子君
理事 大島 友治君
理事 大城 眞順君
理事 岡田 広君
理事 高橋 清孝君
理事 永野 茂門君
理事 村上 正邦君
理事 小川 仁一君
理事 喜岡 淳君
理事 谷畑 孝君
理事 深田 肇君
理事 三石 久江君
理事 太田 淳夫君
理事 磯村 修君
理事 田淵 哲也君

理事

委員

國務大臣

國務大臣 (内閣官房長官) 加藤 紘一君
國務大臣 (総務庁長官) 岩崎 純三君
國務大臣 (防衛庁長官) 宮下 創平君
政府委員 宮内庁次長 宮尾 盤君
皇室経済主管 永岡 祿朗君
防衛庁経理局長 宝珠山 昇君
事務局側 常任委員会専門員 菅野 清君

本日の會議に付した案件

○國政調査に関する件
○國家行政組織及び國家公務員制度等に関する調査並びに國の防衛に関する調査

○(今期國會における本委員会關係の内閣提出予定法律案に関する件)
(總理府關係の施策に関する件)
(平成四年度内閣、總理府關係予算に関する件)
(總理府の基本方針に関する件)
(平成四年度總理府關係予算に関する件)
(防衛府の基本方針に関する件)
(平成四年度防衛府關係予算に関する件)
(平成四年度皇室費に関する件)

○委員長(梶原清君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
昨二十六日、喜岡淳君が委員を辞任され、その補欠として会田長栄君が選任されました。
また、本日、磯村修君が委員を辞任され、その補欠として星川保松君が選任されました。

○委員長(梶原清君) 次に、國政調査に関する件についてお諮りいたします。
本委員会は、今期國會におきましても、國家行政組織及び國家公務員制度等に関する調査並びに國の防衛に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(梶原清君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(梶原清君) 國家行政組織及び國家公務員制度等に関する調査並びに國の防衛に関する調査を議題といたします。
まず、内閣官房長官から今期國會における本委員会關係の内閣提出予定法律案についての説明並びに所信及び平成四年度内閣、總理府關係予算の説明を聴取いたします。加藤内閣官房長官。

○國務大臣(加藤紘一君) 今國會の内閣提出予定法律案は、現在のところ八十件を予定しておりますが、そのうち予算関連法案は三十六件であります。
現在までに四十件を國會に提出し、うち予算関連法案は三十三件提出しております。

これら内閣提出予定法律案のうち、参議院内閣委員会に付託が予想されます法律案は四件、そのうち予算関連法案は二件になろうかと思いますが、当委員会への付託予定法案の概要はお手元に配付しました資料のとおりでございます。
次に、總理府本府の所管行政につきまして、所信の一端を申し述べます。
初めに、主な所管事項について申し上げます。
まず、本年が「國連障害者の十年」の最終年に当たするため、障害者対策につきましては、「障害者対策に関する長期計画後期重点施策」に沿って、広く國民の理解と協力を得ながら、障害者の社会への完全参加と平等を目指して関係各省庁との連携のもと、各般の施策の一層の推進に努力してまいり所存であります。

次に、女性に関する施策の推進につきまして、昨年五月、第一次改定を行った「西暦二〇〇〇年に向けての新しい行動計画」に基づき、現在、この計画に掲げられた目標達成のため、諸施策を推進しているところでありますが、今後ともこの計画に沿って、女性が男性と平等に共同して社会の発展に寄与できるよう男女共同参画型社会の形成を目指し、さまざまな施策のさらなる推進に努めてまいり所存であります。

緑化の推進でございますが、昭和五十八年に緑化推進連絡會議を設置しまして、全国的な緑化推進運動の展開を図ってきました結果、地域に密着した市町村等の緑化推進運動の着実な実施、国及び都道府県の各種の緑化推進運動の積極的な展開

により、国民の緑化意識の向上が図られ、全国的に大きな盛り上がりを見せております。また、一昨年の国際花と緑の博覧会の開催などを契機として、今後さらに緑化推進運動の定着化を図るため、地域の実情に即応した緑化対策を推進し、花と緑に囲まれた潤いのある国づくりを目指してまいりております。

また、政府広報につきましては、政府に対する国民の信頼を確保するため、我が国が当面している課題やそれに関する主要な施策、制度に重点を置き、広報活動を積極的に実施してまいりております。

さらに、恩給欠格者問題、戦後強制抑留者問題、在外財産問題等のいわゆる戦後処理問題であります。昭和六十三年に成立を見ました平和祈念事業特別基金等に関する法律に基づきまして同年七月に平和祈念事業特別基金を設立いたしました。現在、この基金を通じて、関係者の戦争犠牲による苦勞について国民の理解を深めること等により関係者に慰籍の念を示す事業を行うとともに、戦後強制抑留者に対する慰労品等の贈呈を行っているところであります。今後ともこの法律に基づく事業を引き続き適切に推進してまいりて存であります。

以上、所信の一端を申し述べさせていただきますが、その他の所管事項につきましても、諸施策の推進に一層の努力を傾注してまいりて存であります。委員各位の深い御理解と格段の御協力をお願いする次第でございます。

引き続きまして、平成四年度における内閣及び総理府所管の歳出予算要求額について、その概要を御説明いたします。

内閣所管の平成四年度における歳出予算要求額は百四十四億四千万円でありまして、これを前年度歳出予算額百三十八億九千万円に比較いたしますと、五億五千万円の増額となっております。

以下、順を追って申し上げますと、内閣官房に必要な経費五十九億九千万円、内閣法制局に必要な経費七億八千万円、人事院に必要な経費七

十六億六千万円でありまして、

次に、総理府所管の平成四年度における歳出予算要求額は八兆四千八百六十九億一千六百万円でありまして、これを前年度歳出予算額八兆一千五百六十六億九千九百万円に比較いたしますと、三千三百三十二億四千九百万円の増額となっております。

このうち、当委員会において御審議を願っております総理府、日本学術会議、国際平和協力本部及び官内庁の歳出予算要求額は五百十八億七千八百百万円でありまして、これを前年度歳出予算額五百九十二億四千九百万円に比較いたしますと、七十三億七千万円の減額となっております。

以下、順を追って申し上げますと、総理府に必要な経費四百二億五千九百万円、日本学術会議に必要な経費十億四千二百百万円、国際平和協力本部に必要な経費三億三千七百万円、官内庁に必要な経費百一億四千万円でありまして、

次に、これらの経費についてその概要を御説明いたします。

総理府に必要な経費は、政府広報、栄典関係、平和祈念事業特別基金事業の推進、航空機の諸機材購入、総理大臣官邸敷地の整備等のための経費でありまして、前年度に比較して八十億八千九百万円の減額となっております。

日本学術会議に必要な経費は、科学に関する重要事項の審議、内外の研究連絡調査と国際共同事業の協力に関する業務等に必要な経費でありまして、前年度に比較して一千四百百万円の増額となっております。

国際平和協力本部に必要な経費は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案に基づく国際平和協力本部所掌の一般事務を処理するための経費でありまして、三億三千七百万円となっております。

官内庁に必要な経費は、皇室の公的御活動、皇室用財産の維持管理に附帯して必要となる経費等でありまして、前年度に比較して三億六千七百万円の増額となっております。

以上をもちまして、平成四年度内閣及び総理府所管の歳出予算要求額の概要の説明を終わります。

よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長(梶原清君) 次に、総務庁長官から所信及び平成四年度総務庁関係予算の説明を聴取いたします。岩崎総務庁長官。

○国務大臣(岩崎純三君) 第百二十三回国会における内閣委員会の御審議に先立ち、所信の一端を申し上げます。

第一に、行政改革の推進、機構・定員等の審査等についてであります。

行政改革は、政府の重要課題の一つであり、内情勢の変化に対応した改革を引き続き推進していく必要があります。

昨年は、行革審から、国際化対応・国民生活重視の行政改革に関する二次にわたる答申、行政手続に関する答申などが提出されました。このため、昨年末に平成四年度行革大綱を閣議決定し、これらの提言を最大限に尊重するとともに、当面の行政改革の実施方針を定めたところであります。

この行革大綱の着実な実施に努めるなど、今後とも行政改革の全般的推進に積極的に取り組んでまいりて存であります。

なお、我が国の行政手続の内外への透明性の向上、公正性の確保等を図るため、行革審の答申に沿って行政手続法等の立案作業を進め、早期に法律案の提出を図るべく、最大限の努力を払ってまいります。

行政サービスの向上を目的としたさわやか行政サービス運動も、引き続き全国的かつ持続的に展開してまいります。

平成四年度の機構・定員等の審査につきましては、機構の膨張を厳に抑制し、簡素合理化を推進するとともに、第八次定員削減計画に基づく定員削減を着実に実施する一方、増員を厳しく抑制し、千三百七十二人の純減を行うこととしております。

行政情報システムの総合調整につきましては、情報化の進展に対応して、行政情報システムの一層の高度化、効率化を図るとともに、個人情報保護法に基づき個人情報保護の推進に引き続き努めてまいります。

第二に、国家公務員の人事管理についてであります。国民全体の奉仕者である公務員が、その職務を行うに当たって国民からいささかの疑いも受けることのないよう、今後とも綱紀の厳正な保持に努めてまいります。

国家公務員の完全週休二日制につきましては、昨年十二月に「平成四年度のできるだけ早い時期に実施する」とこととし、「関係法案を次期通常国会に提出することを目途とする」との閣議決定を行いました。現在、三月中旬までに関係法案を国会に提出できるよう、その立案作業に鋭意取り組んでいるところであります。

その他、職員の適切な処遇の確保を図るとともに、能力開発・啓蒙等を推進し、公務能率の増進を図ってまいります。

第三に、行政監察については、現在、科学技術、規制行政、消費者保護等の調査を実施しているところであります。今後とも政府の重要政策課題を計画的に取り上げてその解決の促進を図るとともに、既往の諸改革の実効確保に努めてまいります。

また、行政相談業務については、民間有識者から国民の立場に立った意見を聴取して的確かつ効果的な苦情処理を推進するなど、行政苦情の解決に鋭意取り組んでまいります。

第四に、恩給行政については、恩給の国家補償的性格を踏まえ、恩給受給者に対する処遇の適正な改善に努めてまいりて存であります。今国会におきまして、平成四年度の恩給改善措置を実施するための恩給法等の一部を改正する法律案の御審議をお願いしております。

第五に、統計行政につきましては、その総合調整に当たり、社会経済情勢の変化に対応したより精度の高い統計の整備充実及び統計の高度利用の

推進に努めるとともに、平成四年就業構造基本調査、平成四年全国物価統計調査等各種統計調査の円滑な実施に万全を期してまいります。

第六に、青少年対策等特定行政施策の総合調整について申し上げます。

青少年対策につきましては、青少年対策推進要綱に沿って、青少年の社会参加活動、国際交流活動等の促進を初めとする各種施策を関係省庁との緊密な連携のもとに総合的に推進するとともに、家庭、学校、地域社会、関係機関等の協力連携を呼びかけ、非行防止対策の推進を図るなど、総合的な取り組みの一層の強化に努めてまいります。

交通安全対策につきましては、近年の厳しい交通事故状況に対処するため、平成三年度からスタートした第五次交通安全基本計画等に基づき、車両の安全性の確保、安全かつ円滑な道路交通環境の整備、交通安全教育の推進、救助・救急体制の整備等の諸施策を関係省庁との緊密な連携のもとに推進してまいります。

長寿社会対策につきましては、二十一世紀初頭の本格的な高齢社会の到来に備えるため、長寿社会対策大綱に基づき、雇用・所得保障を初めとする各般の施策を関係省庁との緊密な連携のもとに総合的に推進するとともに、高齢社会をめぐるさまざまな問題について国民各層の理解と関心を深めるため、啓発・情報提供活動の充実強化にも努めてまいります。

地域改善対策につきましては、同和問題の早期解決に向けて、国及び地方公共団体が一体となって事業を実施しておりますが、平成三年十二月の地域改善対策協議会の意見具申を尊重して、現行法の制定の趣旨を踏まえ、平成四年度以降においても、真に必要な事業に限って現行と同様の財政上の特別措置を五年間継続し、その円滑かつ迅速な遂行を図ることとしており、今国会において地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の御審議をお願いしております。

次に、平成四年度における総務庁の歳出予算に

ついてその概要を御説明申し上げます。

平成四年度の総務庁の歳出予算額は一兆七千八百八十億二千万円で、前年度歳出予算額に比較いたしますと百八十八億五千三百萬円の減額となっております。

以下、主なものを御説明申し上げますと、恩給の支給に必要な経費として一兆六千四百八十四億九千六百万円、行政改革の推進等、行政運営の効率化、合理化等を図るために必要な経費として二十七億八千五百百万円、青少年対策に必要な経費として二十七億五千八百百万円、交通安全対策に必要な経費として七億一千三百百万円、長寿社会対策を総合的に推進するために必要な経費として一億四百万円、地域改善対策啓発活動等に必要な経費として八億四百万円、統計調査の実施等に必要な経費として二百五十六億六千七百百万円を計上いたしております。

以上、所信の一端を申し上げますとともに、総務庁予算の概要を御説明申し上げましたが、委員各位の深い御理解と格段の御協力をお願いする次第であります。

○委員長(梶原清君) 次に、防衛庁長官から所信及び平成四年度防衛予算の説明を聴取いたします。宮下防衛庁長官。

○国務大臣(宮下創平君) 平素から我が国の安全保障に深い関心を持たれ、御指導いただいている参議院内閣委員会の皆様、私の所信の一端を申し述べさせていただきます。

まず、最近の国際情勢について概観させていただきます。

今日、東西冷戦は終えんを迎え、世界の平和と安定への流れが強くなっております。しかしながら、混乱状況にある旧ソ連、内線の続くユーゴスラビア等の不安定な東欧諸国、流動的な中東情勢など、世界には依然として多くの不安定要因が存在しております。

昨年十二月にロシア連邦など十一カ国から成る独立国家共同体が創設された旧ソ連においては、経済の悪化、民族問題の激化などからくる混乱が

依然として続いております。また、核を含む膨大な軍事力の管理も依然不安定であり、隣国である我が国としては、安全保障の面からも引き続き重大な関心を持って注視する必要があると見ます。

アジア・太平洋地域においては、韓ソ国交樹立、南北朝鮮の国連加盟、カンボジアの包括和平協定の調印など、この地域の緊張緩和に向けた注目すべき動きもありますが、この地域の情勢は複雑であり、朝鮮半島や我が国の北方領土など未解決の問題が残されております。また、極東地域における旧ソ連軍の存在については、旧ソ連における混乱ともあわせ注目していく必要があります。

さらに、北朝鮮における核関連施設の建設や地対地ミサイルの長射程化のための研究開発への懸念は、この地域の大きな不安定要因となっております。

今後、国際情勢がどのように推移していくかについては、慎重に見きわめてまいりたいと考えております。

次に、我が国の防衛政策について述べさせていただきます。

我が国の防衛政策は、日米安全保障体制を堅持するとともに、みずから適切な規模の防衛力を保有することにより、我が国に対する侵略を未然に防止することをその基本としております。我が国の防衛力整備の指針となつて防衛計画の大綱は、このような考え方のもと、安定化のための努力が続けられている国際情勢や国内諸情勢などに着目して、脅威に直接対抗するよりも、我が国みずからが力の空白となつてこの地域の不安定要因とならないよう、独立国として必要最小限の基盤的な防衛力を整備しようとするものであります。

現在の中期防衛力整備計画は、このような大綱の基本的考え方に基づき策定されたものですが、それ自体、安定化の進む国際情勢の変化を相当程度折り込んだ抑制的な計画となっております。さらに、この計画では、三年後には、その時点における国際情勢等を勘案し、所要経費の総額の範囲内で、必要に応じ、計画の修正を行うこととして

おります。

国際情勢は、計画策定後も、ソ連の解体に見られるように大きく変化しつつあり、このたび、政府として、このような諸情勢の変化等を見きわめつつ、前広に、所要の検討に着手したところであります。

また、このような中期防衛力整備計画の修正とは別に、中期防衛力整備計画では、防衛力のあり方についても検討を行うこととなつており、現在、防衛庁内で事務的に勉強を行っているところであります。この検討の結果によつては、大綱別表等の変更にもつながりますが、短期間で結論を得られるものではないと考えております。

現在、国会で御審議いただいております平成四年度の防衛関係予算につきましては、中期防衛力整備計画のもと、厳しい財政事情、同計画策定後、国際関係安定化へ向けさらに動き出している最近の国際情勢、さらには国の他の諸施策との調和といった諸事情を踏まえ、極力その抑制を図るとともに、その中において、防衛力全体として均衡がとれた態勢の維持、整備を図るための必要最小限の経費を計上したところであります。この予算では、正面装備については、更新、近代化を基本としつつ、極力その抑制を図る一方、後方分野については、隊舎、宿舎等生活関連施設の充実、隊員の処遇改善及び基地対策の充実等の諸施策を重点的に実施し得るよう配慮しております。

また、防衛力整備と並び、我が国防衛の基調をなすものが日米安全保障体制であります。先日発表された日米グローバル・パートナーシップに関する東京宣言においては、日米同盟関係の中核をなす日米安全保障条約を日米両国が堅持していくことが再確認されたところであります。今後とも日米安全保障体制の円滑かつ効果的な運用とその信頼性の維持・向上のために不断の努力を行ってまいります。

次に、我が国の国際貢献における自衛隊の活用について述べさせていただきます。

現在、我が国は、国際的視野に立った貢献を、

特に人的な面においてより積極的に行つていくことが求められております。国民の間でも、先般の湾岸危機を通じて我が国の国際貢献のあり方について広範な議論がなされ、我が国が国際社会のために経済的のみならず人的にも積極的な貢献を行つていくべきであるとの共通の理解が深まったものと思われまゝ。

国際社会に対する我が国の人的な面での協力を従来にも増して充実強化する上で、自衛隊の果たす役割には大きなものがあります。自衛隊は、我が国の独立と平和を守るため、多くの人材及び装備を有し、平素から教育訓練を積み、さまざまなノウハウを蓄積している能力集団であり、国民の財産というべきものであります。このような自衛隊の組織、装備、能力は、防衛任務のほか、災害派遣や各種民生協力活動に生かされておられ、また、我が国の人的な国際貢献をより迅速かつ適切に行う上で活用し得るものであります。

今国会では、いわゆるPKO法案と国際緊急援助隊への自衛隊の参加を可能とする法案について御審議いただくこととなっておりますが、我が国が国際社会において積極的な人的な貢献を行い、その地位にふさわしい責任を果たしていくためにも、これらの法案が速やかに成立するよう皆様の御理解を賜りたいと存じます。

以上、私の所信を述べさせていただきました。委員長を始め各位には、一層の御指導、御鞭撻を賜ることをお願い申し上げます。

なお、平成四年度の防衛関係予算の概要につきましては、宝珠山経理局長から説明をいたさせていただきます。

○委員長(梶原清君) 宝珠山経理局長。

○政府委員(宝珠山昇君) 平成四年度防衛庁予算について、その概要を御説明いたします。

まず、防衛本庁について申し上げます。平成四年度の防衛本庁の歳出予算額は四兆六百五十三億二千万円で、前年度の当初予算額に比べますと一千三百六十八億三千四百百万円の増加と

なっております。

次に、新規継続費は平成四年度甲型警備艦建造費等で一千九百三十三億五千万円、国庫債務負担行為は武器購入、航空機購入、艦船建造、装備品等整備等で一兆五千三百八十四億九千七百万円となっております。

次に、防衛本庁の予算の内容について申し上げます。

平成四年度予算については、防衛計画の大綱に定める防衛力の水準の維持に留意して閣議決定された「中期防衛力整備計画(平成三年度―平成七年度)」のもと、厳しい財政事情、同計画策定後、国際関係安定化に向けてさらに動き出している最近の国際情勢、さらには国の他の諸施策との調和とともに、防衛力全体として均衡がとれた態勢の維持、整備に努めることを基本とし、主要装備の更新、近代化を図るほか、特に、隊舎、宿舎等生活関連施設の充実、隊員の処遇改善等の諸施策を重点的に実施し得るよう必要最小限度の経費を計上したものであります。

特に重点を置いた事項について申し上げますと次のとおりであります。

第一に、陸上装備、航空機、艦船等の主要装備については、更新、近代化を基本としてその整備を進めるとし、九〇式戦車、要撃戦闘機F15等の調達を行うほか、護衛艦(四千四百トン型)等の建造に着手することとしております。

第二に、指揮通信・情報機能の充実を図るため、引き続き、固定式三次元レーダー装置、防衛統合デジタル通信網及び衛星通信機能の整備等を行うこととしております。

第三に、教育訓練用装備の充実等を図るため、油購入費、修理費、教育訓練経費等について、所要の経費を計上し、教育訓練の推進に努めることとしております。

第四に、隊員施策については、隊舎、宿舎、体育館等の生活関連施設の充実を図るとともに、諸手当の改善、被服の充実、生活勤務環境の改善等

きめ細かい配慮を行い、隊員の処遇改善に努めることとしております。

第五に、技術進歩の趨勢等を勘案し、装備品の研究開発を推進するため、引き続き、次期支援戦闘機等の研究開発を実施するとともに、新たに、新小型観測ヘリコプター、水上艦用ソーナー等の研究開発に着手することとしております。

以下、機関別の主な内容について申し上げます。

陸上自衛隊の歳出予算額は一兆六千三百三十四億一千七百万円、国庫債務負担行為は三千七百九十七億三千六百万円となっております。

陸上装備については、九〇式戦車二十両、八九式装甲戦闘車六両、七三式装甲車十三両、百五十五ミリ榴弾砲F70二十六門、新多連装ロケットシステム九両、八七式自走高射機関砲三両等の調達を予定しております。

誘導弾については、〇・五個高射特科群分の地対空誘導弾改良ホークの改善を予定するとともに、八八式地対艦誘導弾八基、九一式携帯地対空誘導弾十三セット等の調達を予定しております。

航空機については、対戦車ヘリコプターAH1S四機、観測ヘリコプターOH6D十一機、多用途ヘリコプターUH1H改十三機、輸送ヘリコプターCH47J三機、練習ヘリコプターOH6D二機、合わせて三十三機の調達を予定しております。

海上自衛隊の歳出予算額は一兆一千億五千四百百万円、新規継続費は一千九百三十三億五千万円、国庫債務負担行為は四千四百一億七千四百百万円となっております。

艦艇については、護衛艦四千四百トン型二隻、潜水艦二千五百トン型一隻、掃海艇四百九十トン型三隻、ミサイル艇五十トン型一隻、練習艦四千トン型一隻、試験艦四千二百トン型一隻、合わせて八隻の建造に着手することとしております。

航空機については、対潜哨戒機P3C一機、救難飛行艇US1A一機、訓練支援機U36A一機、電子戦データ収集機EP3一機、初級操縦練習機

T5五機、計器飛行練習機TC90五機、対潜ヘリコプターSH60J七機、救難ヘリコプターUH60J二機、初級操縦練習ヘリコプターOH6D一機、合わせて二十四機の調達を予定しております。

航空自衛隊の歳出予算額は一兆一千五百三十一億五千二百百万円、国庫債務負担行為は五千七百七十一億九千七百万円となっております。

航空機については、要撃戦闘機F15七機、中等練習機T4十九機、輸送機・救難機等基本操縦練習機T40三機、新型救難捜索機U15A三機、飛行点検機U15一機、救難ヘリコプターUH60J二機、合わせて三十五機の調達を予定しております。

なお、要撃戦闘機F4EJについて、引き続き、延命に伴う相対的な能力不足を改善するための改修及び一部についての偵察機転用のための改修を行うこととし、さらに、新たに射撃戦技の研究等を実施するため、耐用命数に達した要撃戦闘機F104Jを無人機に改修した標的機を整備することとしております。

誘導弾については、地対空誘導弾ペトリオット〇・二五個高射群分及び一セット、八一式短距離地対空誘導弾二セット、九一式携帯地対空誘導弾十二セットの調達を予定しております。

内部部局、統合幕僚会議、施設等機関等の歳出予算額は一千七百八十五億九千七百万円、国庫債務負担行為は一千四百十三億九千万円となっております。

これは各種装備品等の研究開発費、その他各機関の維持運営に必要な経費であります。

以上のうち、昭和五十一年十一月五日に閣議決定された「防衛力の整備内容のうち主要な事項の取扱いについて」に基づき、安全保障会議に諮り決定されたものは、九〇式戦車等主要陸上装備品の調達、地対空誘導弾改良ホークの改善、八八式地対艦誘導弾、地対空誘導弾ペトリオット等誘導弾の調達、対戦車ヘリコプターAH1S、輸送ヘリコプターCH47J、対潜哨戒機P3C、対潜ヘリ

紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二〇号 平成四年一月二十四日受理
共済年金の改善に関する請願

請願者 鳥取市岩吉二〇 岸田広実
紹介議員 坂野 重信君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二一号 平成四年一月二十四日受理
共済年金の改善に関する請願

請願者 福岡県柳川市恵美須町二七 相浦
敬次郎外八百二十四名
紹介議員 重富吉之助君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第三五号 平成四年一月二十七日受理
共済年金の改善に関する請願

請願者 愛知県津島市白浜町字宮組一八
佐藤英雄外八百十九名
紹介議員 吉川 博君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第三六号 平成四年一月二十七日受理
共済年金の改善に関する請願

請願者 名古屋港区七番町五ノ三 小嶋
勉外六百九十七名
紹介議員 大島 慶久君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第三八号 平成四年一月二十七日受理
共済年金の改善に関する請願(二通)

請願者 福岡県甘木市大字牛木一七一 家
守泰輔外五百十名
紹介議員 重富吉之助君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第四〇号 平成四年一月二十七日受理
共済年金の改善に関する請願

請願者 福岡県遠賀郡遠賀町大字若松二、
二八六 小野敏行外百九十三名
紹介議員 合馬 敬君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第四九号 平成四年一月二十八日受理
共済年金の改善に関する請願(七通)

請願者 和歌山県御坊市御坊一五七ノ五
松本浅次郎外六名
紹介議員 世耕 政隆君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第五〇号 平成四年一月二十八日受理
共済年金の改善に関する請願

請願者 三重県久居市西鷹跡町四四一ノ七
福江八郎
紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第五一号 平成四年一月二十八日受理
共済年金の改善に関する請願

請願者 岡山市京山一ノ六ノ一七 高原政
孝外三百八十一名
紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第五二号 平成四年一月二十八日受理
共済年金の改善に関する請願(二通)

請願者 岐阜市南蟬一ノ一〇八 森瀬仙一
外一名
紹介議員 藤井 孝男君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第五九号 平成四年一月二十九日受理
共済年金の改善に関する請願(四通)

請願者 長野県大町市南原町三、三七六
上條為人外三名
紹介議員 下条進一郎君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第六〇号 平成四年一月二十九日受理
共済年金の改善に関する請願

請願者 福岡県豊前市大字下河内 渡辺巖
外五百六十七名
紹介議員 合馬 敬君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第六三号 平成四年一月二十九日受理
自衛隊岩国基地へのP3Cの配備中止とそのため
の通信基地建設計画の撤回に関する請願

請願者 山口県佐波郡徳地町大字八坂七五
五 桃井千代子外二百七十九名
紹介議員 山田 健一君
日本国憲法は「陸海空軍その他の戦力は、これを
保持しない」としており、私たちは、これこそ平
和を実現する現実的な道だと確信する。岩国基地
へのP3C配備と対潜作戦センターの建設は、憲
法に違反して軍事大国の道へ国民を巻き込むもの
である。それも、アメリカの核戦略に完全に組み
込まれるものである。山口県全体を核戦略に巻き
込む危険な軍事施設の建設、P3Cの配備を許す
ことはできない。ついでに、次の事項について実
現を図りたい。

一、自衛隊岩国基地へのP3C配備を中止する
とともに、そのための通信基地を美川町、山
陽町に建設する計画を直ちに撤回すること。

第六四号 平成四年一月二十九日受理
自衛隊岩国基地へのP3Cの配備中止とそのため
の通信基地建設計画の撤回に関する請願

請願者 山口県厚狭郡山陽町大字山川五七
五ノ一 岡秀昭外二百三十二名
紹介議員 喜岡 淳君
この請願の趣旨は、第六三号と同じである。

第七四号 平成四年一月三十日受理
自衛隊岩国基地へのP3Cの配備中止とそのため
の通信基地建設計画の撤回に関する請願

請願者 山口県防府市今市町一三ノ二〇
荒瀬博裕外百三十八名
紹介議員 谷畑 孝君
この請願の趣旨は、第六三号と同じである。

第七八号 平成四年一月三十日受理
共済年金の改善に関する請願(七通)

請願者 和歌山県小松原六ノ四ノ一九 貴
志元夫外六名
紹介議員 前田 勲男君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第七九号 平成四年一月三十日受理
共済年金の改善に関する請願

請願者 石川県金沢市弥生二ノ二ノ八
岡村太軌外六十名
紹介議員 斎藤 哲男君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第八〇号 平成四年一月三十日受理
共済年金の改善に関する請願

請願者 北九州市戸畑区天神一ノ三ノ二二
松永三好外二百八名
紹介議員 合馬 敬君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第八三号 平成四年一月三十日受理
共済年金の改善に関する請願

請願者 石川県金沢市横山町一ノ二一
吉村栄外七十名
紹介議員 石川 弘君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第八四号 平成四年一月三十日受理
共済年金の改善に関する請願

請願者 名古屋千種区桐林町二ノ四九ノ
一 中山芳美外六百十三名
紹介議員 大木 浩君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

一、恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の二部を次のように改正する。

第六十五條第二項中「五万四千円」を「六万六千円」に、「十二万六千円」を「十三万二千円」に改める。

第七十五条第二項中「五万四千元」を「六万六千元」に改める。

別表第二号表中「五、〇二四、〇〇〇円」を「五、二一七、〇〇〇円」に、「四、一八六、〇〇〇円」を「四、三四七、〇〇〇円」に、「三、四四九、〇〇〇円」を「三、五八一、〇〇〇円」に、「二、七二八、〇〇〇円」を「二、八三三、〇〇〇円」に、「二、二一八、〇〇〇円」を「二、二九三、〇〇〇円」に、「一、七八四、〇〇〇円」を「一、八五三、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「五、三四五、〇〇〇円」を「五、五五〇、〇〇〇円」に、「四、四三四、〇〇〇円」を「四、六〇四、〇〇〇円」に、「三、八〇四、〇〇〇円」を「三、九五〇、〇〇〇円」に、「三、一二五、〇〇〇円」を「三、二四五、〇〇〇円」に、「一、五〇六、〇〇〇円」を「一、六〇二、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「四、七一八、〇〇〇円」を「四、八九九、二〇〇円」に、「四、三五八、三〇〇円」を「四、五二五、七〇〇円」に、「四、一七六、八〇〇円」を「四、三三七、二〇〇円」に、「四、〇三三、〇〇〇円」を「四、一八七、九〇〇円」に、「一、八四五、五〇〇円」を「二、九五四、八〇〇円」に、「二、七

「一三、五〇〇円」を「一、八一七、七〇〇円」に、「一、四四六、九〇〇円」を「一、五四〇、九〇〇円」に、「一、九九九、六〇〇円」を「一、一〇七六、四〇〇円」に、「一、九二三、六〇〇円」を「一、九九七、五〇〇円」に、「一、七九八、四〇〇円」を「一、八六七、五〇〇円」に、「一、七四八、七〇〇円」を「一、八一五、九〇〇円」に、「一、六九七、七〇〇円」を「一、七六二、九〇〇円」に、「一、四九五、一〇〇円」を「一、五五二、五〇〇円」に、「一、三三六、三〇〇円」を「一、三七七、二〇〇円」に、「一、二七九、七〇〇円」を「一、三三八、八〇〇円」に、「一、二四七、〇〇〇円」を「一、二九四、九〇〇円」に、「一、二二八、〇〇〇円」を「一、二六四、八〇〇円」に、「一、一八九、一〇〇円」を「一、二三四、八〇〇円」に、「一、一四二、八〇〇円」を「一、一八六、七〇〇円」に、「一、五九二、〇〇〇円」を「一、六五三、〇〇〇円」に改める。

別表第五号表中「四、七一八、〇〇〇円」を「四、八九九、二〇〇円」に、「四、三五八、三〇〇円」を「四、五二五、七〇〇円」に、「四、一七六、八〇〇円」を「四、三三七、二〇〇円」に、「四、〇三三、〇〇〇円」を「四、一八七、九〇〇円」に、「二、八四五、五〇〇円」を「二、九五四、八〇〇円」に、「二、四四六、九〇〇円」を「二、五四〇、九〇〇円」に、「二、三三三、七〇〇円」を「二、四二二、九〇〇円」に、「一、九二三、六〇〇円」を「一、九九七、五〇〇円」に、「一、七九八、四〇〇円」を「一、八六七、五〇〇円」に、「一、六九七、七〇〇円」を「一、七六二、九〇〇円」に、「一、五九五、三〇〇円」を「一、六五六、六〇〇円」に、「一、四九五、一〇〇円」を「一、五五二、五〇〇円」に、「一、四四九、五〇〇円」を「一、五〇五、二〇〇円」に、「一、三六六、六〇〇円」を「一、四一九、〇〇円」に、「一、二一八、〇〇〇円」を

「一、二六四、八〇〇円」に、「一八九、一〇〇円」を、「二三四、八〇〇円」に、「一、一四二、八〇〇円」を、「一八六、七〇〇円」に、「一、三三八、〇〇〇円」を、「一、二八六、〇〇〇円」に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十

附則別表第一（附則第十三條關係）

階級	俵給年額
大將	七、〇八五、四〇〇円
中將	六、三二四、七〇〇円
少將	五、〇一六、六〇〇円
大佐	四、三三七、二〇〇円
中佐	四、一五〇、二〇〇円
少佐	三、二四三、三〇〇円
大尉	二、七四六、四〇〇円
中尉	二、一八一、二〇〇円
少尉	一、八六七、五〇〇円
准士官	一、七二一、八〇〇円
曹長又は上等兵曹	一、四一九、一〇〇円
軍曹又は一等兵曹	一、三二八、八〇〇円
伍長又は二等兵曹	一、二九四、九〇〇円
兵	一、一八六、七〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「一、六二七、〇〇〇円」を「一、六八九、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「一、四七九、〇〇〇円」を「一、五三六、〇〇〇円」に、「一、一八七、〇〇〇円」を「一、一三三、〇〇〇円」に、「九五

附則別表第六(附則第十三條關係)

仮 定 俸 給 年 額	金 額
七、〇八五、四〇〇円	六、九一四、七〇〇円

八年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十七条ただし書中「百五十九万二千円」を「百六十五万三千円」に、「百二十三万八千円」を「百二十八万六千円」に改める。

附則別表第一を次のように改める。

仮定俸給年額	金
六、三二四、七〇〇円	六、二〇〇、七〇〇円
五、〇一六、六〇〇円	四、八九九、二〇〇円
四、三三七、二〇〇円	四、一八七、九〇〇円
四、一五〇、二〇〇円	三、九五八、一〇〇円
三、二四三、三〇〇円	三、一二九、一〇〇円
二、七四六、四〇〇円	二、五四〇、九〇〇円
二、一八一、二〇〇円	一、九九七、五〇〇円
一、八六七、五〇〇円	一、七六二、九〇〇円
一、七二一、八〇〇円	一、五五二、五〇〇円
一、四一九、一〇〇円	一、二九四、九〇〇円
一、三二八、八〇〇円	一、二三四、八〇〇円
一、二九四、九〇〇円	一、一八六、七〇〇円
一、一八六、七〇〇円	一、〇四五、五〇〇円

附則別表第六の二(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金
七、〇八五、四〇〇円	七、六一六、八〇〇円
六、三二四、七〇〇円	六、七九四、三〇〇円
五、〇一六、六〇〇円	五、七四九、六〇〇円
四、三三七、二〇〇円	五、〇一六、六〇〇円
四、一五〇、二〇〇円	四、七二三、〇〇〇円
三、二四三、三〇〇円	三、七六一、八〇〇円
二、七四六、四〇〇円	三、一二九、一〇〇円
二、一八一、二〇〇円	二、四九三、三〇〇円
一、八六七、五〇〇円	二、一八一、二〇〇円
一、七二一、八〇〇円	一、九六九、九〇〇円
一、四一九、一〇〇円	一、六〇四、三〇〇円
一、三二八、八〇〇円	一、五〇五、二〇〇円
一、二九四、九〇〇円	一、四五七、九〇〇円
一、一八六、七〇〇円	一、三三八、八〇〇円

附則別表第七(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金
二、七四六、四〇〇円	二、九五四、八〇〇円
二、一八一、二〇〇円	二、三五六、四〇〇円
一、八六七、五〇〇円	二、〇七六、四〇〇円
一、七二一、八〇〇円	一、八六七、五〇〇円

仮定俸給年額	金
二、七四六、四〇〇円	三、四〇五、四〇〇円
二、一八一、二〇〇円	二、六七八、四〇〇円
一、八六七、五〇〇円	二、四二二、九〇〇円
一、七二一、八〇〇円	二、一八一、二〇〇円

附則別表第八(附則第十三条関係)

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百二十三万八千円」を「百二十八万六千円」に改める。

第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「平成三年四月分」を「平成四年四月分」に改め、同項の表中「九八五、〇〇〇円」を「一、〇二七、五〇〇円」に、「七四二、一〇〇円」を「七七〇、六〇〇円」に、「五九三、七〇〇円」を「六一六、五〇〇円」に、「四九四、八〇〇円」を「五一三、八〇〇円」に、「六九一、九〇〇円」を「七一八、五〇〇円」に、「五一八、九〇〇円」を「五三八、九〇〇円」に、「四一五、一〇〇円」を「四三二、一〇〇円」に、「三四六、〇〇〇円」を「三五九、三〇〇円」に改め、同条第四項中「平成三年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

月三十一日」に改める。

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項の表中「三、八三〇、二〇〇円」を「三、九七七、三〇〇円」に、「三、一九四、七〇〇円」を「三、三三七、四〇〇円」に、「一、六四〇、三〇〇円」を「一、七四一、七〇〇円」に、「一、〇九二、八〇〇円」を「一、一七三、二〇〇円」に、「一、七〇二、〇〇〇円」を「一、七六七、四〇〇円」に、「一、三七九、一〇〇円」を「一、四三三、一〇〇円」に、「一、一五三、八〇〇円」を「一、三〇一、九〇〇円」に、「一、一四一、二〇〇円」を「一、一八五、〇〇〇円」に、「九一七、五〇〇円」を「九五二、七〇〇円」に、「七四一、三〇〇円」を「七六九、八〇〇円」に、「六五二、一〇〇円」を「六七七、二〇〇円」に改め、同条第三項中「五万四千円」を「六万六千円」に、「十二万六千円」を「十三万二千円」に改める。

第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)の一部を次のように改

正する。

附則第十四条第一項第一号中「二十三万六千三百円」を「二十四万四千二百円」に改め、同項第二号及び第三号中「十三万五千円」を「十三万九千五百円」に改め、同条第二項中「十一万四千七百円」を「十一万九千四百円」に改める。

附則第十五条第二項中「三十四万六千円」を「三十五万九千三百円」に、「二十五万九千五百円」を「二十六万九千五百円」に改め、同条第四項中「六万八千三百円」を「七万二千八百五十円」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

（文官等に給する普通恩給等の年額の改定）
第二条 公務員恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。）附則第十条第一項に規定する旧軍人（以下「旧軍人」という。）を除く。（若しくは公務員に準ずる者同項に規定する旧準軍人以下「旧準軍人」という。）を除く。（に給する普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成四年四月分以降、これらの年額を、これらの年額の計算の基礎となつて算出する年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法（改正後の法律第五十五号附則その他の恩給に関する法令を含む。附則第十二条において同じ。）の規定によつて算出して得た年額（五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）に改定する。

（傷病恩給に関する経過措置）
第三条 増加恩給（第七項の増加恩給を除く。）については、平成四年四月分以降、その年額（恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

（扶養家族に給する経過措置）
第四条 扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は特例傷病恩給については、平成四年四月分以降、その加給の年額を、それぞれ改正後の恩給法第六十五条第二項（改正後の法律第五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する場合を含む。）又は改正後の法律第八十一号附則第十三条第三項の規定によつて算出して得た年額に改定する。

定による加給の年額を除く。）を、改正後の同条第一項に規定する年額に改定する。
第四条 平成四年三月三十一日以前に給与事由の生じた傷病恩給の金額については、なお従前の例による。
第五条 第七項の増加恩給については、平成四年四月分以降、その年額（法律第五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。
第六条 傷病年金については、平成四年四月分以降、その年額（妻に係る加給の年額を除く。）を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。
第七条 特例傷病恩給については、平成四年四月分以降、その年額（恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。）附則第十三条第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。）を、改正後の同条第二項に規定する年額に改定する。
第八条 扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は特例傷病恩給については、平成四年四月分以降、その加給の年額を、それぞれ改正後の恩給法第六十五条第二項（改正後の法律第五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する場合を含む。）又は改正後の法律第八十一号附則第十三条第三項の規定によつて算出して得た年額に改定する。
（扶助料等に関する経過措置）
第九条 扶養家族に係る年額の加給をされた扶助料については、平成四年四月分以降、その加給の年額を、改正後の恩給法第七十五条第二項の規定によつて算出して得た年額に改定する。
第十条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。）附則第十四条第一項又は第二項

の規定による年額の加算をされた扶助料については、平成四年四月分以降、その加算の年額を、それぞれ改正後のこれらの規定に規定する年額に改定する。

（旧軍人等に給する普通恩給等の年額の改定）
第十二条 旧軍人若しくは旧準軍人に給する普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成四年四月分以降、これらの年額を、改正後の法律第五十五号附則表第一の仮定俸給年額（法律第五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則表第六の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三条第三項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則表第六の二の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三条第四項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則表第六の三の下欄に掲げる金額）に改定する。

（職権改定）
第十三条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

（多額所得による恩給停止についての経過措置）
第十四条 平成四年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八條ノ四の規定の適用については、附則第二条又は第十二条の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通恩給の年額をもつて恩給年額とする。

附則別表（附則第二条関係）

恩給年額の計算の基礎となつて算出する年額	仮定俸給年額
一、〇〇六、八〇〇円	一、〇四五、五〇〇円
一、〇五一、四〇〇円	一、〇九一、八〇〇円
一、〇九七、四〇〇円	一、一三九、五〇〇円
一、一四二、八〇〇円	一、一八六、七〇〇円
一、一八九、一〇〇円	一、二三四、八〇〇円
一、二二八、〇〇〇円	一、二六四、八〇〇円
一、二四七、〇〇〇円	一、二九四、九〇〇円
一、二七九、七〇〇円	一、三二八、八〇〇円
一、三三六、三〇〇円	一、三七七、二〇〇円
一、三六六、六〇〇円	一、四一九、一〇〇円

一、四〇四、〇〇〇円	一、四五七、九〇〇円
一、四四九、五〇〇円	一、五〇五、二〇〇円
一、四九五、一〇〇円	一、五五二、五〇〇円
一、五四五、〇〇〇円	一、六〇四、三〇〇円
一、五九五、三〇〇円	一、六五六、六〇〇円
一、六五八、一〇〇円	一、七二一、八〇〇円
一、六九七、七〇〇円	一、七六二、九〇〇円
一、七四八、七〇〇円	一、八一五、九〇〇円
一、七九八、四〇〇円	一、八六七、五〇〇円
一、八九七、一〇〇円	一、九六九、九〇〇円
一、九二三、六〇〇円	一、九九七、五〇〇円
一、九九九、六〇〇円	二、〇七六、四〇〇円
二、一〇〇、五〇〇円	二、一八一、二〇〇円
二、二二二、二〇〇円	二、二九七、一〇〇円
二、二六九、三〇〇円	二、三五六、四〇〇円
二、三三三、七〇〇円	二、四二二、九〇〇円
二、四〇一、一〇〇円	二、四九三、三〇〇円
二、四四六、九〇〇円	二、五四〇、九〇〇円
二、五七九、四〇〇円	二、六七八、四〇〇円
二、六四四、八〇〇円	二、七四六、四〇〇円
二、七二三、五〇〇円	二、八一七、七〇〇円
二、八四五、五〇〇円	二、九五四、八〇〇円
二、九七八、六〇〇円	三、〇九三、〇〇〇円
三、〇一三、四〇〇円	三、一二九、一〇〇円
三、一二三、四〇〇円	三、二四三、三〇〇円
三、二七九、五〇〇円	三、四〇五、四〇〇円
三、四三四、〇〇〇円	三、五六五、九〇〇円
三、五二九、六〇〇円	三、六六五、一〇〇円
三、六二二、七〇〇円	三、七六一、八〇〇円
三、八一二、七〇〇円	三、九五八、一〇〇円
三、九九六、七〇〇円	四、一五〇、二〇〇円
四、〇三三、〇〇〇円	四、一八七、九〇〇円
四、一七六、八〇〇円	四、三三七、二〇〇円
四、三三八、三〇〇円	四、五二五、七〇〇円
四、五三八、七〇〇円	四、七一一、〇〇〇円
四、七一八、〇〇〇円	四、八九九、二〇〇円
四、八三一、一〇〇円	五、〇一六、六〇〇円
四、九五二、六〇〇円	五、一四一、七〇〇円
五、一八三、八〇〇円	五、三八二、九〇〇円
五、四一八、六〇〇円	五、六二六、七〇〇円
五、五三七、〇〇〇円	五、七四九、六〇〇円
五、六四九、二〇〇円	五、八六六、一〇〇円
五、八七二、〇〇〇円	六、〇九七、五〇〇円
五、九七一、四〇〇円	六、二〇〇、七〇〇円
六、〇八一、二〇〇円	六、三三四、七〇〇円
六、二七五、五〇〇円	六、五一六、五〇〇円
六、四七一、七〇〇円	六、七二〇、二〇〇円
六、五〇八、三〇〇円	六、七五八、二〇〇円
六、五四三、〇〇〇円	六、七九四、三〇〇円
六、五七七、七〇〇円	六、八三〇、三〇〇円
六、六五九、〇〇〇円	六、九一四、七〇〇円
六、八二三、四〇〇円	七、〇八五、四〇〇円
六、九八七、八〇〇円	七、二五六、一〇〇円
七、〇六九、〇〇〇円	七、三四〇、四〇〇円
七、一五二、三〇〇円	七、四二六、九〇〇円

恩給年額の計算の基礎となっている俸給年額が一、〇〇六、八〇〇円未満の場合又は七、一五二、

三〇〇円を超える場合においては、その年額に一・〇三八四を乗じて得た額(五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を、仮定俸給年額とする。

二月十四日日本委員会に左の案件が付託された。

一、自衛隊岩国基地へのP3Cの配備中止とその他の通信基地建設計画の撤回に関する請願(第九二号)

一、共済年金の改善に関する請願(第一〇三三号)(第一〇四号)

一、自衛隊岩国基地へのP3Cの配備中止とその他の通信基地建設計画の撤回に関する請願(第一〇五号)(第一一八号)

第九二号 平成四年一月三十一日受理
自衛隊岩国基地へのP3Cの配備中止とその他の通信基地建設計画の撤回に関する請願

請願者 山口県厚狭郡山陽町加藤上 上田

紹介議員 三石 久江君

この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

第一〇三三号 平成四年一月三十一日受理
共済年金の改善に関する請願(二通)

請願者 長野県伊那市大字伊那三、一三九

紹介議員 向山 一人君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一〇四号 平成四年一月三十一日受理
共済年金の改善に関する請願

請願者 山梨県甲府市丸の内一ノ九ノ二

今福久長

紹介議員 中村 太郎君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一〇五号 平成四年一月三十一日受理
自衛隊岩国基地へのP3Cの配備中止とその他の通信基地建設計画の撤回に関する請願

請願者 山口県岩国市保津町一ノ三五ノ三

紹介議員 深田 肇君

この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

第一一八号 平成四年二月三日受理
自衛隊岩国基地へのP3Cの配備中止とその他の通信基地建設計画の撤回に関する請願

請願者 山口県岩国市通津三、〇〇二

紹介議員 坂 正敏君

この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

第二二〇号 平成四年二月三日受理
共済年金の改善に関する請願(三十九通)

請願者 大分市金池町三ノ二ノ三 藤井勝

紹介議員 後藤 正夫君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二二二号 平成四年二月三日受理
共済年金の改善に関する請願

請願者 鹿児島市平川町七二〇 中原尚志

紹介議員 下福葉 耕吉君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一三三三号 平成四年二月四日受理
共済年金の改善に関する請願

請願者 千葉県松戸市馬橋二、二五三

飯 箸泰己外二百十九名

紹介議員 倉田 寛之君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一六三三号 平成四年二月六日受理
共済年金の改善に関する請願

請願者 大分市新川町二ノ一ノ三六 麻生

紹介議員 正則外三十八名

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

二月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
法律案
地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

附則第一条第二項中「昭和六十七年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に、「昭和六十六年度」を「平成三年度」に、「昭和六十七年度」を「平成四年度」に改め、同条に次の三項を加える。

3 前項本文の規定にかかわらず、地域改善対策特定事業のうち平成三年度以前の実施状況等に照らし平成四年度以降においても引き続き実施することが特に必要と認められるものとして政令で定めるもの(そのうち特に円滑かつ迅速に遂行されるもの)にあつては、平成六年度以前の年度に工事着手したものに限り、以下「特例事業」という。については、この法律の規定は、

平成九年三月三十一日までの間に限り、なおその効力を有する。ただし、平成八年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成九年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び平成八年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成九年度以降の年度に繰り越されるものにより実施される特例事業については第三條から第五條までの規定、平成四年度から平成八年度までの間に特例事業の財源に充てため発行を許可された地方債については第五條の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

4 第二項本文の規定にかかわらず、特例事業以外の地域改善対策特定事業のうち、平成三年度以前の年度に工事着手したものであつて平成四年三月三十一日においてその工事を完了してないもので政令で定めるものについては、第三條及び第四條の規定は、平成九年三月三十一日までの間に限り、なおその効力を有する。

5 第二項本文の規定にかかわらず、前項に規定する地域改善対策特定事業の財源に充てため発行を許可された地方債については、第五條の規定は、なおその効力を有する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

二月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、自衛隊岩国基地へのP3Cの配備中止とその他の通信基地建設計画の撤回に関する請願(第一八〇号)

一、共済年金の改善に関する請願(第一八五号)(第一九七号)(第二一五号)(第二一六号)(第二二七号)(第二三八号)

第一八〇号 平成四年二月七日受理
自衛隊岩国基地へのP3Cの配備中止とその他の通信基地建設計画の撤回に関する請願

請願者 山口県宇部市厚南区中野開作 大

紹介議員 井一外二百二十九名
この請願の趣旨は、第六三号と同じである。

第一八五号 平成四年二月七日受理
共済年金の改善に関する請願

請願者 群馬県高崎市江木町四三五 五十
嵐義雄外五百七十名

紹介議員 福田 宏一君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一九七号 平成四年二月十日受理
共済年金の改善に関する請願

請願者 神戸市灘区高尾通二ノ三ノ八 工
藤 慧

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二一五号 平成四年二月十二日受理
共済年金の改善に関する請願

請願者 静岡県浜北市平口六四三 足立利
兵衛

紹介議員 竹山 裕君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二二六号 平成四年二月十二日受理
共済年金の改善に関する請願

請願者 富山県新湊市港町一二ノ二四 辻
松三外千七百九十六名

紹介議員 永田 良雄君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二二七号 平成四年二月十二日受理
共済年金の改善に関する請願

請願者 東京都足立区栗原三ノ二ノ一九
坪内首治郎外八十名

紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二三八号 平成四年二月十三日受理
共済年金の改善に関する請願

請願者 新潟市西小針台二ノ九ノ三八 守
口東平外十四名

紹介議員 吉川 芳男君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二百二十二回国会内閣委員会会議録第二号中正
誤

ページ 段 行 誤 正

取得 所得

八三六
二〇
三
一九四三
平成四年
できるだけ
平成四年度
のできるだけ